

議案第44号

養父市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

養父市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月12日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市介護保険条例の一部を改正する条例

養父市介護保険条例（平成16年養父市条例第155号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号ア中「令第38条第4項」を「令第22条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

議案第44号 養父市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 100,800円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から<u>令第38条第4項</u>に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が100万円以下であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ (略)</p> <p>(7) ～ (11) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 100,800円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から<u>令第22条の2第2項</u>に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が100万円以下であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ (略)</p> <p>(7) ～ (11) (略)</p> <p>2 (略)</p>